

昭和 32 年 12 月

## 税制特別調査会答申

税制特別調査会



# 税制特別調査会答申

昭和32年12月25日

大蔵大臣 一萬田 尚登 殿

税制特別調査会会长 井 藤 半彌

昭和32年6月27日付で諮問を受けた「相続税制度についてどのような改正を行うべきか」並びに昭和32年9月18日付で諮問を受けた「間接税の体系をどのように整備すべきか」及び「その他当面税制についてどのような改正を行うべきか」に  
関し、別紙のとおり答申いたします。



## まえがき

税制特別調査会は、大蔵大臣の諮問に応じ、相続税制度の改正、間接税体系の整備及びその他税制に関し当面改正を行うべき事項について、本年6月調査会設置以来鋭意検討を加えてきた。その結果、相続税制度の改正及び法人税の軽減その他当面行うべき昭和33年度の税制改正に関する事項について、ここに結論に達したので、次のとおり答申する。そのうち相続税制度の根本的改正については、その詳細を別冊をもつて答申することとした。また、間接税体系の整備については、今日なお研究中であつて、今後も検討を続けることを予定している。

この答申の基礎にあるわれわれの考え方は、現在の国民の税負担がまだ重いということである。したがつて、今回答申している税制改正による国民負担の軽減は、現在の財政事情等からみても最少限度の減税案であるので、政府はあらゆる困難を排除してこれを実現することを強く希望する。

当調査会の委員の氏名は、下記のとおりである。

### 委員

|       |       |
|-------|-------|
| 荒井誠一郎 | 中川善之助 |
| 有竹修二  | 永野重雄  |
| 井藤半彌  | 林慶之助  |
| 稲葉秀三  | 平岡敏男  |
| 今井一男  | 平川守   |
| 植村甲午郎 | 福良俊之  |
| 大川一司  | 堀武芳   |
| 大塚肇   | 松隈秀雄  |
| 岡松成太郎 | 三好重夫  |
| 工藤友恵  | 高山しげり |
| 佐々部晩穂 | 和田春生  |
| 渉見三郎  |       |



## 目 次

|                            | 頁  |
|----------------------------|----|
| 第1 昭和33年度税制改正の基本方針 .....   | 1  |
| 第2 改正案の要綱.....             | 1  |
| 1 相続税制度の改正.....            | 1  |
| 2 法人税の軽減.....              | 1  |
| 3 貯蓄控除制度の創設.....           | 1  |
| 4 科学技術振興措置の拡充.....         | 3  |
| 第3 改正案による減収額.....          | 3  |
| 第4 検討の内容.....              | 3  |
| 1 法人税の軽減.....              | 3  |
| 2 貯蓄控除制度の創設.....           | 5  |
| 3 科学技術振興措置の拡充.....         | 8  |
| 4 間接税.....                 | 8  |
| 第5 結語.....                 | 9  |
| 〔別記〕                       |    |
| 純演劇に対する入場税の軽減に関する参考意見..... | 10 |

### 附 属 資 料

- 1 税制特別調査会の分科会、小委員会の構成
- 2 税制特別調査会口述者名簿
- 3 税制特別調査会審議経過



# 税制特別調査会答申

## 第1 昭和33年度税制改正の基本方針

昭和33年度の税制改正については、相続税について根本的改正を行うほか、財源の許す範囲内において法人負担の軽減を図るとともに、当面要請される施策に応ずるために必要最少限度の改正を行うことをその基本方針とする。

その要旨は次のとおりである。

- 1 相続税は、遺産取得税体系を維持しつつ、体系及び負担の合理化等根本的改正を行う。
- 2 法人の税負担の現状及び租税特別措置の整理による負担増加を考慮し、法人税率を引き下げる。
- 3 貯蓄増強に資するための臨時措置として、貯蓄控除制度を所得税において採用する。また、科学技術振興を図るため法人税等において所要の措置を講ずる。

なお、間接税については、根本的検討の結論をまつてその合理的改正を図ることが適當であるから、今回はその改正を見送る。

## 第2 改正案の要綱

### 1 相続税制度の改正

別冊のとおり、遺産取得税体系を維持しつつ、相続税の総額は遺産額及び法定相続人の数により決定できるような体系をとるとともに、相続税の課税最低限の引上げ及び税率の緩和を行い、中小の財産階層の負担軽減を図る。

### 2 法人税の軽減

現行の法人税率を次のように2%引き下げる。

#### (1) 普通法人

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 所得金額のうち年100万円以下の金額 | 33% (現行35%) |
|--------------------|-------------|

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 所得金額のうち年100万円を超える金額 | 38% (現行40%) |
|---------------------|-------------|

#### (2) 公益法人、特別法人等

|             |
|-------------|
| 28% (現行30%) |
|-------------|

### 3 貯蓄控除制度の創設

特定の貯蓄を行つた個人の昭和33年分及び34年分の所得税について、次の要領により、年間貯蓄額の3%相当額（最高6千円）をそれぞれその年分の所得税額から控除する。

#### (1) 控除の対象

控除の対象となる貯蓄は、次の条件に該当するものとする。

- (イ) 貯蓄の形態は、預貯金（勤務先預け金を除く。）及び合同運用信託（貸付信託を含む。）並びに生命保険料（生命保険料控除の対象となつた部分の金額を除く。）の払込み並びに公社債、株式及び証券投資信託の受益証券の買入れとすること。
- (ロ) 一定の職域、業域又は地域において組織された貯蓄組合のあつせんに係るものであることを原則とすること。
- (ハ)(ア) 預貯金及び合同運用信託（貸付信託を除く。）については、たとえば年2回以上定期に積み立て、かつ、積立期間経過後2年以上すえ置くような内容を定めた契約に基いて、昭和34年12月31日までに積み立てたものであること。
- (ア) 生命保険については、たとえば年2回以上定期に保険料を払い込み、かつ、保険期間を3年以上とするような内容を定めた契約に基いて、昭和34年12月31日までに払い込んだものであること。ただし、保険期間が5年を超えるものについては、毎年1回払い込むものでもさしつかえないこと。
- (シ) 公社債、株式並びに証券投資信託及び貸付信託の受益証券については、たとえば年2回以上定期に買い入れる契約で、かつ、購入期間経過後2年以上継続して保有するような内容をもつものに基いて、昭和34年12月31日までに買い入れたものであること。
- (ニ) (イ)により控除の対象となる貯蓄として必要とされるすえ置期間、保険期間又は保有期間の最終期日まで、それを解約し、担保に供し又は譲渡することが制限されることであること。
- (ホ) 納税義務者の名義であること。

## (2) 控除手続

- (イ) 給与所得者については、その年において最後に給与の支払いを受ける日の前日までに、その年中にした貯蓄額等を記載した申告書に貯蓄の取扱機関の発する貯蓄額に関する証明書を添附して申告するものとし、これに基いて年末調整の際に控除を行う。
- (ロ) 申告所得者については、その年分の所得税の確定申告書にその年中にした貯蓄額等を記載し、これに貯蓄の取扱機関の発する貯蓄額に関する証明書を添附して申告するものとし、これに基いて確定申告の際に控除を行う。

## (3) その他

- (イ) 控除の適用を受ける貯蓄に係る契約については、貯蓄の取扱機関はその旨を表示した通帳を発行する。
- (ロ) 公社債は登録機関に登録し、その他の有価証券は所定の金融機関において保管する。
- (ハ) 控除の対象となつた貯蓄は、(1)の(ニ)の期間内に解約、担保提供又は譲渡があつ

た場合には、その貯蓄の取扱機関はその際に控除税額相当額を徴収して政府に納付する。

(2) この制度による軽減額は、住民税の税額計算には影響を及ぼさないこととする。

#### 4 科学技術振興措置の拡充

試験研究用設備の特別償却の拡充等法人税その他において所要の措置を講ずる。

### 第3 改正案による減収額

改正案による減収額は、昭和33年度及び平年度において次のとおり見込まれる。

|                | 昭和33年度 | 平年 度 |
|----------------|--------|------|
| 1. 相続税制度の改正    | 20億円   | 30億円 |
| 2. 法人税率の2%引下げ  | 110    | 180  |
| 3. 貯蓄控除制度の創設   | 50     | 60   |
| 4. 科学技術振興措置の拡充 | 10     | 15   |
| 合 計            | 190    | 285  |

備考 減収額は、今後内容が具体的に確定するに伴い若干の異動を生ずることがある。

### 第4 検討の内容

#### 1 法人税の軽減

1 現在の法人の税負担は、法人税のほか、事業税及び住民税を含めて年100万円をこえる所得については51.25%となつていて。この負担がわが国法人企業の実情にてらしてみて果して適當なものであるかどうかについては、基本的には法人課税の根柢にさかのぼる問題であるとともに、法人税の財政収入上の地位及びその経済との関連等からみて、慎重に判断しなければならない事柄でもあるので、この際直ちにその結論を下すことはできなかつた。

2 しかしながら、現在の法人の税負担は過重であるとして、その軽減を要望する声は根強いものがある。加えて、法人税制のあり方としては、租税特別措置の整理を行う反面、一般的に法人の税負担軽減を図る方向に進むべきであると考えられること及び法人税の軽減は昭和32年度における所得税の大幅な減税と表裏一体をなすものであることを忘れてはならない。

また最近の経済情勢にてらしてみて、企業の資本蓄積上、固定資産の耐用年数を短縮すること等によつて法人の税負担を軽減すべきであるとの要望がある。これは法人税を一般的に軽減するときは、企業の社外流出を促進させるおそれがあるから、法人の減価償却額を増加させること等によつてその税負担の軽減を図ることの方がより望

ましいとの理由に基いているようである。

しかしながら、法人の税負担を軽減すべきかどうかは、固定資産を持つ企業だけの問題ではなく、法人一般について検討されるべきことと考える。一方、現行耐用年数については、最近における技術革新の状況、企業の固定資産の実情等にてらしてみて、別途、一般的な再検討をさらに進めるべきである。

なお、法人の税負担の軽減については、企業の内部留保を充実させること又はその配当負担の軽減を通じて自己資本の円滑な調達に資することという相反する二つの見地からの要望も提出されている。

法人所得に対する課税を行うに当つて、企業の内部留保を充実させるため留保所得に対する課税を軽減すべきか、又は安定した自己資本調達を促進するため配当部分に対する課税を軽減すべきかについては、法人税制の基本に関する問題でもあるので、この際結論を下すことはできない。ただ、このような要望がたえず提出されるのは、一般に法人の税負担が重いことに基因しているものといえるので、法人の税負担を一般的に軽減すれば究極においてこれら二つの要望にあわせたえることにもなる。

3 上記の検討に基き、当調査会は、この際法人税の軽減を採りあげるべきであるとの結論に達した。この場合、法人税軽減の方法として、一般的に法人税率を引き下げるべきか、又は軽減税率の適用限度額を引き上げるべきか、さらにはこの両者をあわせ行うべきかの検討を行つたが、軽減税率適用限度額の引上げについては、法人税率のあり方、法人企業と個人企業との間の負担の調整等基本的に検討を要する問題が残されているので、この際は、昭和38年度における減税財源等をも考慮して、現行法人税率を一率に2%引き下げる事とすべきである。

4 なお、法人の税負担を一般的に軽減するに当つては、その経済に及ぼす影響、税制上の他の諸措置との関係等について種々検討すべき問題が残されている。

特に、最近の経済情勢の下において、法人税の軽減が民間設備投資に対し刺戟的效果をもたらすことのないよう企業経営者、民間金融機関等の一段の配慮を望むとともに、政府及び中央銀行においても適切な措置をとるよう善処を要望するものである。

5 最後に、法人税の軽減と現行税制上の価格変動準備金制度との関係について特にふれることが必要である。現行の価格変動準備金制度は、本来損金性のない利益留保の準備金であつて、税制上合理的根拠の乏しい制度である。ただ、この制度は沿革的には法人税率引上げの際、その影響を緩和する意味で設けられたものであつて、法人の税負担が一般的に軽減されるときにおいては、現行制度を漸次縮少し整理すべきことは昨年の臨時税制調査会の答申のとおりである。

したがつて、法人税率を一般的に引き下げるに当つては、これと併行して現行価格変動準備金の繰入率をさらに引き下げる事が基本的な方向と考えるが、最近のよう

な経済事情の下において、企業の税負担の増加になるような措置を探ることは必ずしも適当であるとは思われないので、価格変動準備金制度を縮少することは今回は見送るべきである。

## 2 貯蓄控除制度の創設

1 現行の所得税の負担については、低額所得者、特に扶養親族の多い者の負担はまだ重いと思われるから、この際非課税限度の引上げを行うことによつて一般的減税を図るべきであるとの意見があつた。しかし、所得税については昭和32年度において画期的な大幅の減税が行われ、しかも33年以降は、32年分の所得税が控除、税率とも4月以降分のいわば4分の3の減税であつたのに比較して一層の軽減が実現するわけであり、また、この際さらに控除を引き上げること等によつて減税を行うことは、現在見込まれている限られた財源ではきわめて困難なことであるので、さしあたりはこれを見送ることとせざるをえなかつた。したがつて所得税の改正については、2以下に述べる貯蓄控除制度の創設にとどめることとしたが、今後事情が許すかぎり、政府は所得税の一般的減税のための一層の努力を惜しむべきでない。

2 昭和33年度におけるわが国経済運営の基本的態度は、国際収支の改善の見地から輸出の伸張を図るため、可及的に国内需要を抑制する方針がとられることとなつてゐる。このような施策に応ずるため、西独で行われているような貯蓄控除制度の採用が要望され、当調査会においてはその可否について慎重な検討を加えた。

現行の制度においても、税制上の貯蓄奨励措置としては、利子所得について、昭和34年3月末までの契約に係る1年以上の長期性預金等の利子を非課税とし、同じく34年3月末までの支払に係るその他の預金等の利子を10%の軽減税率による源泉分離課税とし、また、郵便貯金、国民貯蓄組合預金等の利子について非課税規定を設けているほか、配当所得については34年3月末まで源泉徴収税率を10%に軽減し、生命保険については保険料を最高22,500円まで所得金額から控除する等の措置を講じている。貯蓄控除制度の構想は、このような現行制度の上にさらに税制上の特例を設けようとするものだけに、その検討についてはわれわれは特に慎重を期した。

3 全体的にいつて、この貯蓄控除制度の創設については、次のような角度から批判が行われた。第一には、このような制度を設けても現に所得税のかかつていない人たちに対しては全く効果がないということ、第二には、所得税のかかつている人たちのなかでも貯蓄余力の大きい人により多く利益が与えられるおそれがあるから、むしろ一般的減税を行つて低額所得者にもさらに貯蓄することができるような余裕をもたせることが先決であるということ、第三には、税制上の特別措置は可及的に整理する方向で政府が税制改正に着手して以来未だ1年も経過しないにかかわらず、これに逆行する方向での改正を行うについては充分慎重でなければならないということ等であつた。

また、この制度を設けたためにどれだけ新規の貯蓄が伸びるかという効果については、かなりの疑問がもたらされた。たとえば、この制度を設けても既存の貯蓄からの振替が多くて貯蓄の純増にはあまり役立たないのではないかということがいわれた。また、新規貯蓄を相当増加させるためには、受益の程度を相当大きくすることが考えられるが、その場合には減収額がきわめて多額（貯蓄額5%控除で約140億円）に上るのみならず、既存の貯蓄からの振替の危険も増すおそれがあると考えられた。

4 しかしながら、当面の経済上の要請にてらし、国民貯蓄増強のための運動を組織的に推進していく一環として、このような欠陥を除去しつつ、昭和33年及び34年かぎりの臨時措置としてこの制度を採用すること自体には意味があるというのが当調査会の結論であつた。このような観点からわれわれの到達した貯蓄控除制度の概要は、第2の3に示すところであるが、その立案の基礎となつた考え方は次のようなものである。

(1) 第一は、この制度を採用するにあたつて、このような制度によらないでも年々行われると思われる通常の貯蓄や、あるいは既存の貯蓄からの振替による貯蓄を控除の対象から排除する問題である。

このうち、年々の通常の貯蓄を控除の対象からできるだけ排除することについては、所得に見合う一定の金額をこえる部分の貯蓄のみを対象とすることも一応は考えられたが、制度の簡素化を期する建前から採用することができなかつた。

また、既存の貯蓄からの振替を防止するためには、まず、給与、協同組合への出荷代金等、その年の所得の基となる収入金額が支払われる際に源泉で控除することができるような貯蓄に限定する方法が考えられる。このような場合には純貯蓄の歩留りは比較的高いことを期待できようが、この方法のみによるときは、商工業者、自由職業者等の大部分はこの制度の利益を受けられないとなる。そこで、労働者、農漁業者等については、その勤務先あるいは協同組合等を通じて行われる貯蓄を奨励する一方、その他の者については、同一の事業に従事する者ないし同一の地域に居住する者によつて組織された貯蓄組合が主体となつて日々の売上げ、月々の収入等から貯蓄を行う気運を養成することが必要である。このような意味で、この制度の対象となる貯蓄は組合を通じて定期に積み立てていく形態のものに限定することが適当である。

ただ、このような貯蓄組合に加入できない事情にある者のためには、その時々の新しい所得から積み立てた貯蓄と認められるかぎり控除の対象とするようにすることも必要である。

(2) 第二は、受益の程度の問題である。

貯蓄増強の見地からこの控除制度を一層魅力あらしめるためには、控除の程度を

大きくすることが要望されるが、これを大きくしたからといって、それに比例して新規の貯蓄増が期待できるものではなく、むしろさきに述べたように既存の貯蓄からの振替が増加する可能性が大きくなる一方、減収額は多額に上り、予想される純貯蓄の増加に比して失われるところが大きいものと認められる。しかも、この制度のねらいは上に述べたように組織的な貯蓄運動の足がかりになることにあることを考えれば、これにあまり多くの財源を充てるべきではなく、要綱に示す受益の程度をもつて適当なものと考える。

(3) 第三は、控除方式の問題である。

控除の方式については、貯蓄額の一定割合を所得金額から控除するいわゆる所得控除方式と所得税額から控除するいわゆる税額控除方式と考えられた。このうち所得控除方式は同額の貯蓄をした場合でも、上積税率の関係で、貯蓄し易い立場にある高額所得者についてより多く利益が与えられるという不合理があり、また、中途解約による課税回復の場合等の税額計算がきわめて困難であるので、税額控除方式を採用することが適當である。

(4) 第四は、控除の対象となる貯蓄の範囲に関して株式を含めるかどうかの問題である。

株式については、値上り、値下りが激しいのに本制度によるときは一定期間譲渡を制限することとなるのは適當かどうか、また、発行会社の事業内容等に關係なく控除の対象とすることは適當かどうか等の問題について議論があつた。しかし、直接投資と間接投資を同等に待遇すべきであるとの見地から、価格変動の少いものに限る等一定の条件をつけて株式をもこのうちに含めることが適當である。

(5) 第五は、この制度の複雑化を防ぐ問題である。

税制の簡素化及び貯蓄者の貯蓄心理等の見地から、制度が複雑になることは極力避けるべきである。しかし、一方既存の貯蓄からの振替防止その他中途解約による課税回復等の見地からは、ある程度の複雑さもやむをえないところであろう。当調査会としては、両面の要請の調和をはかりながら前述のように立案したが、なお政府においても、法案化の過程において、また運用の面において極力その簡素化に努めることを希望する。

5 この際重ねて強調したいことは、このような制度が意味をもつのは、それがあくまでも国民大衆の間における貯蓄運動を発展させるための一つの応急手段としてであるということである。このような意味で、この制度がいわば呼び水となつて早急に組織的、かつ、安定性のある貯蓄体制が樹立されることが期待される一方、この制度自体は税制としてきわめて異例の措置であり、現在の特殊な経済情勢のもとにおいてのみ許されるべきものであつて、長期にわたつて存続させるべきものではないことを認識

する必要がある。

### 3 科学技術振興措置の拡充

- 1 現在、科学技術振興に資する租税上の特別措置として、試験研究用設備の特別償却制度、新規産業に係る重要物産の免税制度、寄附金免税の対象としての学術研究法人の指定の制度その他種々の措置がとられている。
- 2 これらの特別措置は、わが国経済社会等の発展を期するうえにおいて基本的に必要な施策と思われるので、なお一段とその弾力的運用を図るべきである。

加えて、最近における著しい技術革新の状況にかえりみれば、今後一層、開発研究の振興、新技術の企業化等を円滑にするよう、その環境の醸成に力を注がなければならぬと思われる所以、税制面からもさらにその側面的振興策を講すべきである。

- 3 ただ、科学技術振興に関する政府の総合施策は、まだ検討中の段階にあるので、その検討が進むに応じて、現行試験研究用設備の特別償却制度の拡充等法人税その他において所要の措置を講ずべきである。

### 4 間接税

- 1 間接税については、たばこ専売益金を含め、広くその体系全般をどのように整備するかという形で問題を探り上げた。

間接税、特に消費の背後にある担税力を課税の根拠とする消費税は、それぞれの時代における消費生活と密接な関連を有する。

最近のわが国の国民生活は、日本経済の回復と発展とに伴い急速に向上し、消費水準も戦前をはるかに上回つてきている。それとともに、消費構造も、消費財の供給が不足し、エンゲル系数も高かつた時代に比べ、かなりの変化を示してきている。一方、わが国の間接税体系は、特定の品目に対する消費税がその大宗をなしているので、国民消費の実態のいかんにより影響を受けるところが特に大きい。したがつて、現行の間接税体系全般について、これらの変化に適応し税負担の権衡が保たれているかどうかを検討することが必要である。

- 2 間接税体系の整備を検討するに当つては、租税体系中に占める間接税の比重はどの程度が適当かの問題、消費に対する課税方式としてはいかなるものが適当であるか等の問題もあるが、具体的な検討の中心となるのは、間接税体系における現行課税品目の税負担の権衡及び課税品と非課税品との間のつり合いの問題である。

この課税対象の範囲や品目別の税負担の大小をどのように決定することが適當かということは、その対象が広く、課税品目も多いので単なる抽象論では統一的な判断をあやまるおそれがあり、広く客観的な資料に基く計数的合理的基準にこれを求めることが是非とも必要である。したがつて、われわれはこの問題を検討するために、委員若干名をもつて専門小委員会を設け基礎的な研究に着手した。

このような基礎的研究は、諸外国においても殆んどその例がないようである。したがつて、方法論そのものも研究すべき点が多く、さらに基礎となる統計資料についての整備にも時日を要するが、各関係方面の専門的立場からの協力をえて検討を進めている。目下この小委員会においては、支出の所得弾力性、消費支出弾力性、価格弾力性等を品目ごとにどのように算出し、またどのように応用するかを検討し、算出基礎となる統計資料の整備を行つてゐる。また、これを基礎として家計における総合的税負担をどのように計数化するかの方法論についても検討を行つてゐる。これらの基礎的検討は統計資料の制約により結論は来年度に持ち越さざるをえない。

間接税体系の整備について結論をうるためには、課税対象の範囲及び税負担の程度等についてのこのような計数的な検討のほか、間接税に期待される租税収入の比重の度合、各種の政策上の要請との関連、過去、諸外国等との実証的比較等の検討も進めているが、これらの問題も最終的には、上記基礎的研究の結果とあわせて総合的に判断しなければならないので、なお今後の検討にゆだねることとした。

3 以上に述べた間接税のいわば基本的な問題のほか、われわれは当面の問題のうち酒税、物品税及び砂糖消費税に関して次の諸点を検討した。

第一に、酒税については、他の間接税に比べ税負担が過重になつてあり、また、その税負担は低所得者層にも及んでいるから速かに軽減を図るべきであるとの要望もあるが、これについてどう考えるか。

第二に、物品税については、特に転嫁の困難等を理由に中小企業製品に対し減税を行うべきであるとの要望もあるが、これについてどう考えるか。

これらの諸点について、当調査会としては、現在のように経済を引締めて、国際收支の改善を図り長期的な経済発展の基礎を固めようとする段階においては、消費税の減税にはきわめて慎重でなければならず、また、一方では専門小委員会の基礎的検討が進められているので、これらの問題も全面的検討をまつて解決をはかることが適當であると認めた。

第三は、砂糖消費税に関し国内産砂糖を保護するために、国内消費税の税負担を関税の税負担に移行すべしとの要望についてである。

この点については、てん菜糖の管理方針を今後どのような方向で進めて行くか等なお検討をする多くの問題が残つてあり、これらの問題と切りはなして結論を下すのは適当でないと考える。

## 第5 結 語

当調査会は、昭和33年度においては、上記のような基本的考え方と方針の下に政府が税制改正を行うことが、現在の財政経済事情の下では最も適當であると認めて以上の

結論に達した。

われわれの考える税制改正の基本的方向は、税負担がまだ重い現状からみてさらに一般的減税を行うとともに、租税の特別措置等の整理合理化により今後一層税負担の公平と税制の正常化を図ることである。

昭和32年度の税制改正においては、この趣旨が明確に生かされ、所得税の大幅軽減と併行して、租税の特別措置の整理合理化が行われた。

ところで、最近の状況からみても減税の要望は、租税の特別措置の要望のように、特定の立場から主張されるものは、それぞれ自己の立場から要求されるため強く主張されるが、これに比べて国民全体の負担を考慮した一般的な減税は、これを必要と考える人はきわめて多いにもかかわらず、特にそれを具体的にとりあげて主張しかつ貫徹しようとする強い力にはなり難いものである。しかしながら租税の特別措置は、結局一般納税者の負担の増加をもたらすものであつて、前述のように税負担がまだ重い認識に立つときは、この表面に現われることの少い一般納税者の負担軽減こそ最も必要であり、租税の特別措置によるよりもまず一般的に減税を行うべきものとわれわれは考える。法人税の一般的な軽減は、このような考え方から出て来たものである。

われわれとしても、もちろん特定の経済政策を遂行するためには税制においてもその側面的助成策を講ずる必要がある場合があることを否定するものではない。ただ、その採否の決定は、それを要請する経済情勢、その政策効果、負担の公平に及ぼす影響等について充分に検討した上でなさるべきものと考える。われわれが慎重な検討の結果、貯蓄控除制度を創設し、科学技術振興措置を拡充することとしたのも、現在の国際収支改善の緊要性及び科学技術振興の重要性からこのような措置が臨時的には必要なものと考えたからである。

終りにあたつて、当調査会は前述した一般的減税と租税の特別措置の整理等により税負担の一層の軽減と公平を図ることが今後の税制改正の基本的方向であることを確認し、その方向をさらに推し進める必要があることを国民全体が認識するとともに、政府が財政経済の推移に応じこの基本的方向に即して適切な施策を講ずることを強く希望する。

#### 〔別記〕

##### 純演劇に対する入場税の軽減に関する参考意見

目下参議院で、継続審議中の純演劇に対する軽減措置については、(1)その適用範囲を演劇全般及び音楽等映画以外の催し物でこれに対応する範囲のものとし、(2)おむね料金50円以下10%，300円以下20%，300円超30%程度の軽減税率を適用することを適當と認める。

### (説明)

第26回国会において、政令で定める純演劇に対し、入場料金が80円をこえ、300円以下であるときは20%の軽減税率を適用する議員提出法案が衆議院で可決され、参議院で継続審議に付されているのであるが、参議院は、継続審議に付するにあたり、政府に対し次の二点について意見を求め、政府は当調査会にその検討を求めた。その第一は、演劇について純演劇とその他のものとを区分する明確な基準が求められるか、第二は、提出法案が300円までに軽減税率を定めているのは妥当であるとしても、300円をこえると直ちに50%の税率が適用されることを適當か、また、演劇と音楽等とに異なる税率を適用することが適當かということであつた。

当調査会においては、まず軽減税率を適用すべき演劇の範囲について検討した。従来の軽減税率制度にかえりみると、この制度は、芸術的価値の高い音楽等の保護助成を主眼として設けられていたものと思われる所以、演劇についても同様の観点に立つべきものと考え、種々の基準によつてその範囲を定めるように努めた。しかしながら、純演劇という観念自体が主觀的なもので人により区々になりがちであるため、行政運営上公平を期することができるような客観的な基準を定めることは、到底望みがたいとの結論に達した。したがつて、われわれは上記のような基本的態度を持ちながら、明らかに軽減を適當としない極端なものを除き、広く演劇全般について軽減措置を講ずることがやむをえないものと認めた。

次に演劇についての上記のような考え方方に立つならば、従来の純音楽等についても、程度の差こそあれ、その判定には同様な困難があり、また實際上、少からぬ紛争や支障があるように見受けられる所以、演劇に対して広く軽減するとすれば、この際、これらの催し物についても、純音楽等に限定せず、演劇と同様の取扱とすることが適當である。

最後に、軽減税率における税率の刻みは、おおむね料金50円以下10%，300円以下20%，300円超30%程度のなだらかな累進度とすることが適當である。このような軽減税率を適用することにより、従来の制度に比して若干負担の増加をきたす催し物があるが、軽減税率制度の統一的な運営を期するためには、やむをえないものと考える。

もとより入場税も、現在全面的に進められている間接税の再検討の一環として、あわせて検討を進められるべきであるが、純演劇に対する軽減措置について政府から検討を求められたので、現行の入場税を前提として、これに関する当面の参考意見を上記のように取りまとめた次第である。



## 附 屬 資 料



## 附属資料1 税制特別調査会の分科会、小委員会の構成

| 相続税分科会    |  |           |  | 専門小委員会 |  |  |  |
|-----------|--|-----------|--|--------|--|--|--|
| 井 藤 半 彌   |  | 荒 井 誠 一 郎 |  |        |  |  |  |
| 今 井 一 男   |  | 稻 葉 秀 三   |  |        |  |  |  |
| 植 村 甲 午 郎 |  | 今 井 一 男   |  |        |  |  |  |
| 岡 松 成 太 郎 |  | 大 川 一 司   |  |        |  |  |  |
| 中 川 善 之 助 |  | 岡 松 成 太 郎 |  |        |  |  |  |
| 平 川 守     |  | 平 川 守     |  |        |  |  |  |
| 福 良 俊 之   |  | 和 田 春 生   |  |        |  |  |  |
| 堀 武 芳     |  |           |  |        |  |  |  |
| 松 隈 秀 雄   |  |           |  |        |  |  |  |

注 専門小委員会は、間接税についての専門技術的事項を  
調査研究するために設けられ、その幹事として下記の5  
氏が委嘱された。

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 東京大学助教授             | 大 石 泰 彦   |
| 慶應義塾大学専任講師          | 辻 村 江 太 郎 |
| 一橋大学助手              | 野 田 孜     |
| 総理府統計局調査部消費統<br>計課長 | 鮫 島 龍 行   |
| 経済企画庁調整局民生雇用<br>課   | 安 永 武 己   |

## 附属資料2 税制特別調査会口述者名簿

### 第1 相続税関係

|           |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 永 田 龍 之 助 | 東京大学農学部林学科教授    | 月 日<br>9. 4 (水) |
| 木 村 禧 八 郎 | 経済評論家           | "               |
| 石 田 謙 一 郎 | 東京商工会議所中小企業部会会長 | "               |
| 矢 野 一 郎   | 第一生命保険相互会社社長    | "               |
| 塩 田 定 一   | 中央自作農協会常務理事     | "               |

### 第2 間接税関係

#### 1 物品税関係

|           |                 |            |
|-----------|-----------------|------------|
| 在 間 朋 次 郎 | 東京喫煙用具工業協同組合理事長 | 10. 22 (火) |
| 石 塚 庸 三   | 日本無線通信工業会事業部長   | "          |
| 馬 場 武 次   | 東京化粧品工業会専務理事    | "          |
| 西 田 義 八   | 全国清涼飲料工業会会长     | "          |

#### 2 入場税関係

|       |            |   |
|-------|------------|---|
| 菅 原 卓 | 演劇評論家      | " |
| 森 岩 雄 | 映画産業振興会理事長 | " |

#### 3 砂糖消費税関係

|         |            |            |
|---------|------------|------------|
| 安 部 信 治 | 東京砂糖取引所理事長 | 10. 23 (水) |
|---------|------------|------------|

#### 4 酒税関係

|         |               |   |
|---------|---------------|---|
| 池 田 友 一 | 日本酒造組合中央会会长   | " |
| 式 村 義 雄 | 全国卸売酒販組合中央会会长 | " |

#### 5 消費者関係

|         |                   |   |
|---------|-------------------|---|
| 春 野 鶴 子 | 主婦連合会副会長          | " |
| 福 田 繁   | 日本生活協同組合連合会経営指導部長 | " |

### 附属資料3 税制特別調査会審議経過

| 年 月 日        | 会合の種類及び回数 |     |     |     |       |          |
|--------------|-----------|-----|-----|-----|-------|----------|
|              | 総 会       | 相 分 | 統 科 | 税 会 | 専 委   | 門 員      |
|              |           |     |     |     | 小 会   | 専門小委員会   |
|              |           |     |     |     | 幹事会   | 答申起草小委員会 |
| 昭和 32 年      |           |     |     |     |       |          |
| 6 月 27 日 (木) |           |     |     | 1   |       |          |
| 7 月 11 日 (木) |           |     |     | 2   |       |          |
| 9 月 4 日 (水)  |           |     |     | 3   |       |          |
| " 18 日 (水)   |           |     |     | 4   |       |          |
| " 26 日 (木)   |           |     |     | 5   |       |          |
| 10 月 2 日 (水) |           |     |     | 6   |       |          |
| " 7 日 (月)    |           |     |     | 7   |       |          |
| " 16 日 (水)   |           |     |     | 8   |       |          |
| " 22 日 (火)   |           |     |     | 9   |       |          |
| " 23 日 (水)   |           |     |     | 10  | 1     |          |
| " 30 日 (水)   |           |     |     | 11  |       |          |
| 11 月 1 日 (金) |           |     |     |     |       | 1        |
| " 13 日 (水)   |           |     |     | 12  |       |          |
| " 20 日 (水)   |           |     |     |     | 2 . 3 |          |
| " 22 日 (金)   |           |     |     |     |       | 1        |
| " 27 日 (水)   |           |     |     | 13  |       |          |
| " 29 日 (金)   |           |     |     | 14  |       |          |
| 12 月 4 日 (水) |           |     |     |     | 4     |          |
| " 6 日 (金)    |           |     |     |     |       | 2        |
| " 11 日 (水)   |           |     |     | 15  |       |          |
| " 12 日 (木)   |           |     |     | 16  |       |          |
| " 16 日 (月)   |           |     |     |     |       | 1        |
| " 18 日 (水)   |           |     |     | 17  |       |          |
| " 20 日 (金)   |           |     |     |     |       | 2        |
| " 23 日 (月)   |           |     |     |     |       | 3        |
| " 25 日 (水)   |           |     |     | 18  |       |          |
| 計            | 18        |     |     | 4   | 1     | 2        |
|              |           |     |     |     |       | 3        |

(大蔵省印刷局製造)